

第 2 事業計画

1 肉用子牛生産者経営安定対策事業

(1) 肉用子牛価格安定事業

① 肉用子牛生産者補給金制度

肉用子牛の再生産の確保と、農業経営の安定を図るため、補給金制度への継続と全頭加入に努めることとし、個体登録計画頭数は282,200頭(うち、「黒毛和種」40,200頭、「褐毛和種」600頭、「その他の肉専用種」800頭、「乳用種」145,000頭、「交雑種・乳」95,600頭)として事業を実施する。

また、肉用子牛生産者補給金制度の機能を強化するため、肉用子牛補給金制度のデータを活用し、登録申請した子牛の事故率データを生産者にフィードバックすることにより、事故率低減に向けた啓発に取り組む。

平成29年度の肉用子牛の保証基準価格、合理化目標価格、生産者積立金は次のとおり。

○ 平成29年度の保証基準価格、合理化目標価格、生産者積立金 (単位:円/頭)

区 分	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種・乳		
保証基準価格	339,000 (337,000)	309,000 (307,000)	221,000 (220,000)	136,000 (133,000)	210,000 (205,000)		
合理化目標価格	282,000 (280,000)	259,000 (257,000)	150,000 (149,000)	93,000 (90,000)	152,000 (147,000)		
生産者積立金	1,200	4,600	12,400	6,400	2,400		
うち 生産 者負 担金	道内生産者	300	1,150	3,100	2,200	700	
	道外 生産者	県助成有	300	1,150	3,100	1,600	600
		県助成無	600	2,300	6,200	3,200	1,200

注:保証基準価格、合理化目標価格の下段()は平成28年度価格

② 肉用牛繁殖経営支援事業

肉専用種繁殖経営の所得を確保し経営基盤の安定を図るため、生産者補給金制度を補完するものとして、四半期毎の肉専用種の子牛価格が発動基準(家族労働費の8割水準)を下回った場合に、差額の一部を支援交付金として交付する。

ア 事業実施期間

平成28～30年度(3年間)

イ 対象品種及び支援交付金の発動基準

(単位:円/頭)

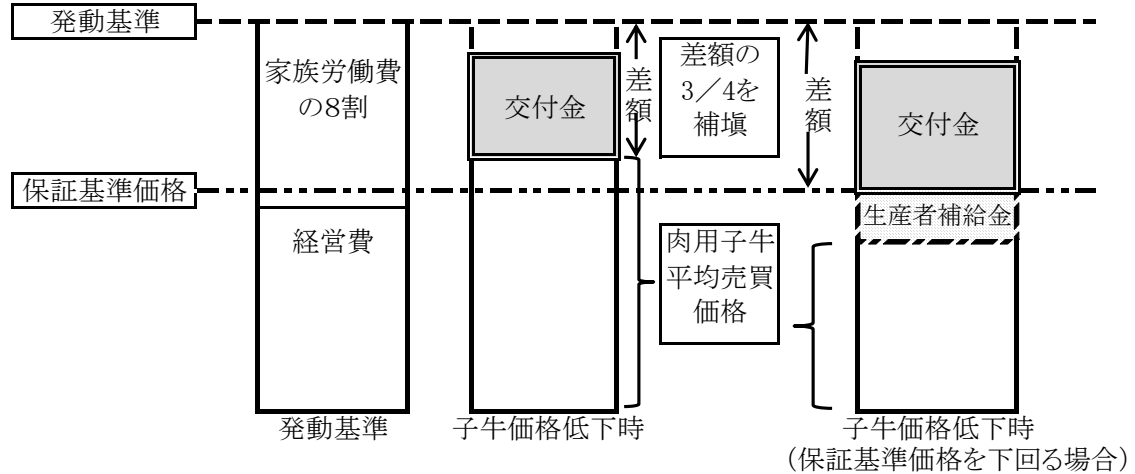
品 種	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種
発動基準	460,000 (450,000)	420,000 (410,000)	300,000 (290,000)

注:下段()は平成28年度価格

ウ 交付単価

発動基準と平均売買価格(ただし、平均売買価格が保証基準価格を下回る場合は保証基準価格)の差額の3/4

エ 事業の仕組み



③ 肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業

ア 肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業

(ア) 制度運営適正化推進

- 肉用子牛生産者補給金制度に係る業務の適正かつ円滑な推進等を図るため、肉用子牛の個体識別、個体登録、販売、保留、異動の確認及び指導に努める。
- 補給金の不正受給を防止し、的確な制度運営を図るため、業務推進会議及び事務研修等を開催する。
- 肉用子牛の平均売買価格算定の基礎となる、9指定市場を含めた道内12家畜市場における家畜市場取引情報の報告に係る事務委託費を支払う。

(イ) 指定協会調査指導

肉用子牛生産者補給金制度の適正な実施体制の確保を図るため、農協等に委託している事務の執行状況について点検、調査及び指導を行うとともに、契約生産者における手続きについての点検及び保留牛等の現地調査を行う。

イ 指定協会運営体制支援事業

肉用子牛生産者補給金制度を円滑に実施するため、(独)農畜産業振興機構より支援を受け、当協会の運営体制の強化を図る。

(2) 肉用子牛生産維持・拡大推進事業

肉用子牛生産基盤の維持・拡大により、生産者の経営の健全な発展を図るため、肉用子牛の事故率低減に向け、衛生管理やストレス解消に必要な機器・機材類購入費用の一部を助成する公益目的事業の創設、実施に努める。